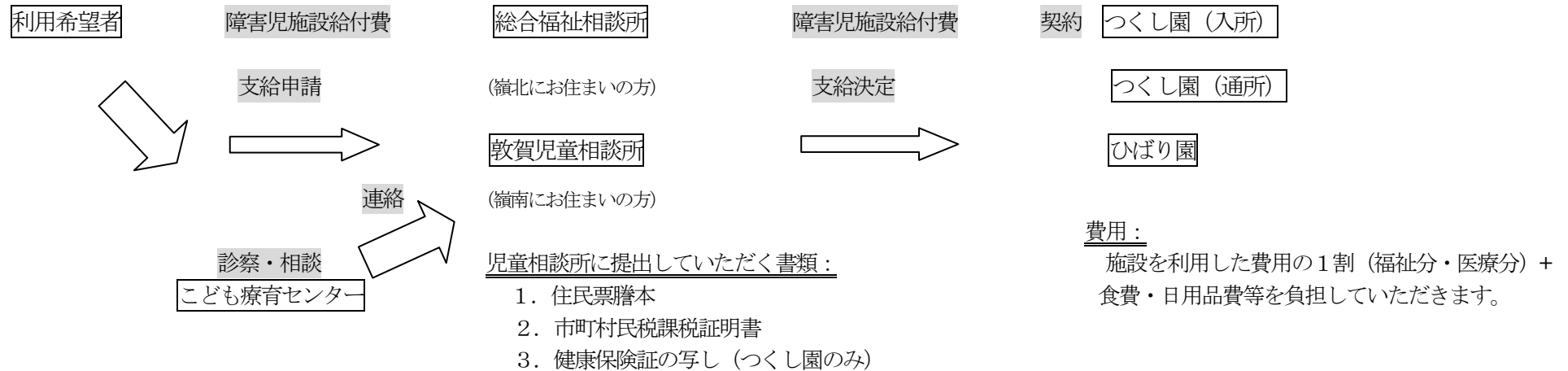


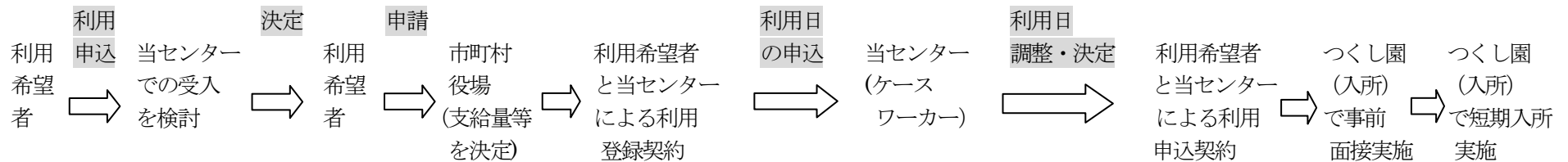
肢体不自由児施設（「つくし園（入所）」・「つくし園（通所）」・難聴幼児通園施設（「ひばり園」）の利用手続き

○ 施設利用を希望されるときは、当センター医師が施設での療育が必要と判断するなど以下の手続きが必要です。



「短期入所事業・日中一時支援事業」の利用手続き

- 当センター医師の診察を受けている18歳未満の肢体不自由児と重症心身障害児（者）が対象です。
- 介助者の病気や休養などの様々な理由で一時的に介護が難しくなったときに、短期間利用できます。



費用：保護者負担金のほかに、食費等の実費が必要です。